

●不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位：百万円)

	平成24年3月31日	平成25年3月31日
破綻先債権額	534	318
延滞債権額	14,957	16,604
小計	15,491	16,923
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	2,051	1,883
合計	17,543	18,807

- (注) 1.破綻先債権 法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者ないしは手形交換所において取引停止処分を受けた債務者で、未収利息を収益不計上としている貸出金です。
- 2.延滞債権 未収利息を収益不計上としている貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3.3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものではありません。
- 4.貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄など）を実施した貸出金で破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権に該当しないものではありません。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小計		正常債権		合計	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日
債権額 (a)	2,594	2,818	12,909	14,117	2,051	1,883	17,555	18,819	394,299	403,837	411,855	422,657
担保等保全額 (b)	2,194	2,325	8,448	9,338	743	622	11,386	12,286	230,345	229,841	241,732	242,128
未保全額 (a) - (b)	400	492	4,460	4,779	1,308	1,261	6,169	6,533	163,954	173,995	170,123	180,529
引当額	400	492	1,575	1,715	116	22	2,092	2,229	1,277	1,004	3,369	3,234
引当率 %	100.00	100.00	35.31	35.88	8.90	1.78	33.91	34.13	0.77	0.57	1.98	1.79

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 3ヵ月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「3ヵ月以上延滞債権」を除く）です。
- 4.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日
債権額 (a)	543	321	2,051	2,497	12,909	14,117	15,504	16,935
担保等保全額 (b)	502	304	1,692	2,021	8,448	9,338	10,642	11,664
未保全額 (a) - (b)	40	16	359	475	4,460	4,779	4,861	5,271
引当額	40	16	359	475	1,575	1,715	1,975	2,207
引当率 %	100.00	100.00	100.00	100.00	35.31	35.88	40.64	41.87

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。